

## エス・パティオ スポーツクラブ スクール規約

[目的]	第1条	本スクールは、専属コーチによる一貫した指導を行ない、スポーツに対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。
[入会資格]	第2条	本スクールに入会できる方は、各コース別に定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同した方とします。また次の事項に該当する方は入会できません。 1.心臓・循環器・腎臓などに疾病のある方。 2.脳貧血を起こしやすい方。 3.他人に伝染または感染するおそれのある疾病のある方。 4.てんかん体質や卒倒性の体質の方。 5.その他、医師から運動を禁じられている方。 ※以上の確認をして、医師の診断書を求める場合があります。この場合、入会をお断りする事があります。
[入会手続]	第3条	入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入の上提出し、併せて入会金及び会費等を納入して下さい。
[入会時検診]	第4条	本スクールでは、入会時に希望者に健康体力診断(有料)を実施しています。また、上記に代え所定同意書を提出していただきます。
[指導日時]	第5条	会員は、各コース毎に定められた曜日・時間に指導を受けることができます。
[休会・退会]	第6条	休会(引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう)または退会しようとする会員は、別に定める休・退会届用紙に必要事項を記入し、原則として休会の場合は、休会する月の前月10日までに、退会の場合は、退会する月の10日までに、受付に届出なければなりません。但し都合により上記届出が不可能な場合、休会届については電話による届出も認めるものとします。
[入会金]	第7条	入会金は、本スクールの会員の資格を失うまでは有効とし、返還はしません。
[会費・休会料等の納入]	第8条	会員は、別に定めるコース別の会費または休会料等(以下会費等という)を、1ヶ月毎に前納しなければなりません。なお会費納入の方法は、本スクールの指定する金融機関のうち、本人又は会員の親権者の金融機関口座から、本スクールの指定する集金代行会社による自動振替とします。振替日は原則として前月26日となりますが、集金代行会社の都合により前日又は翌日となる場合があります。
[会費等の不返還]	第9条	一旦納入した入会金及び会費等は、原則としてこれを返還しません。
[会費等の滞納]	第10条	会員が正当な理由なしに会費等の納入を怠った時は、指導を停止され、同時に会員としての資格を喪失します。
[会員のモラル]	第11条	会員は、次の事項の厳守が必要です。 1.施設内では、スタッフの指示に従いルールを守ること。 2.本スクールの秩序を守り、スクールの目的にそつよう努力すること。 3.チームワークを守り、スクール会員全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう、楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。
[服装]	第12条	会員は、本スクールが指定したユニホームを着用しなければなりません。
[事故・けが等]	第13条	安全面には充分配慮した指導をしています。施設管理及び指導管理上に過失がない場合には、本スクールは賠償の責を負わないものとします。
[盗難]	第14条	貴重品の持込みはご遠慮ください。万一貴重品を持ち込む場合は、フロントに預けてください。施設内での盗難は、個人の責に帰するものとします。
[休業日]	第15条	本スクールは、定期休暇及び施設整理、イベント開催等、やむを得ない事由が発生した場合に休業することがあります。但し、本スクール側の事由により休業する場合は、一週間前までに施設内に告知します。
[休講]	第16条	本スクールでは、台風・集団風邪等及び行事・大会等により臨時休業する場合があります。また、本スクール各コース共、レッススタート時間の1時間前に阪神地区に警報が出ている場合は休講となることがあります。警報発令時の休講については、振替レッスンは行いません。それぞれの場合、会費の一部返還は原則として行ないません。
[閉校]	第17条	本スクールでは、経営上やむを得ない事由により閉校する場合があります。その場合2ヶ月前までに全会員に告知します。
[除名]	第18条	本規約に違反する時、本スクール会員としてふさわしくないと認められる者に対しては、本スクールはコーチ・スタッフの意見を聞いた上で除名することがあります。
[会則の遵守]	第19条	本スクール会員は本規約の他、エス・パティオ スポーツクラブ会員会則に従うものとします。
[消費税]	第20条	入会金及び諸会費は税抜き価格とし、消費税額は別途加算します。
[規約の改訂]	第21条	本スクールが必要と認めた場合に限り、規約の改訂を行なうことがあります。尚改訂した対象は、全会員におよぶものとします。